

給付基礎日額及び年間支払金額(労災保険料及び事務手数料)早見表

給付金日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料C 保険料率17 / 1,000	年間事務手数料 D	年間合計額 C + D
20,000円	7,300,000円	124,100円	6,600円	130,700円
18,000円	6,570,000円	111,690円	6,600円	118,290円
16,000円	5,840,000円	99,280円	6,600円	105,880円
14,000円	5,110,000円	86,870円	6,600円	93,470円
12,000円	4,380,000円	74,460円	6,600円	81,060円
10,000円	3,650,000円	62,050円	6,600円	68,650円
9,000円	3,285,000円	55,845円	6,600円	62,445円
8,000円	2,920,000円	49,640円	6,600円	56,240円
7,000円	2,555,000円	43,435円	6,600円	50,035円
6,000円	2,190,000円	37,230円	6,600円	43,830円
5,000円	1,825,000円	31,025円	6,600円	37,625円
4,000円	1,460,000円	24,820円	6,600円	31,420円
3,500円	1,277,500円	21,717円	6,600円	28,317円

A：給付基礎日額 保険料・休業補償等の額を決定するための基礎となります。

B：保険料算定基礎額 4月1日～3月31日を補償対象としますので、給付基礎日額（A）に365日を乗じます。

C：年間保険料 保険料算定基礎額（B）に、建設事業の料率（17/1000、R6.4.1改定）を乗ずることで保険料が算出されます。

※ 別途徳山商工会議所の年会費がかかります。

※ 保険料納付時に一緒に納付してください。年度途中で加入した場合は月割となります。